

# 秋田公立美術大学 法人化基本方針（案）

## I 公立大学法人化の必要性とその方向性

平成25年4月の開学を目指す、秋田公立美術大学の法人化に関する基本的な考え方については、秋田公立美術大学設置基本構想を踏まえつつ次のとおりとする。

### 1 公立大学法人化の必要性

新大学が、少子化・大学全入時代という厳しい時代に勝ち抜き、また、特に個性が必要とされる美術系大学として、4年制大学化の目的を自立かつ確実に実現していくためには、大学運営の自由度が高まり、どのような大学とするかを自己責任において立案・実行し、かつ外部に発信していく「公立大学法人化」が必要であることから、法人化への移行を行う。

### 2 公立大学法人化の方向性

公立大学法人として、大学の従来管理運営組織のあり方の見直しと教職員の意識改革などにより大学の活性化を促し、「競争に打ち勝つこのできる特色ある大学」としての基盤を確立するために、以下のような大学運営を目指して法人制度の設計を行う。

- ◇ 自主・自律的な大学運営
- ◇ 教育研究活動の活性化が図れる大学運営
- ◇ 機動性のある意思決定が図られる大学運営
- ◇ 地域とともにある大学運営
- ◇ 効率的かつ透明性の高い大学運営
- ◇ 中期目標、中期計画に沿った計画的な大学運営

## II 組織運営

### 1 法人の設立および名称

- (1) 公立大学法人の設立団体は、秋田市とする。
- (2) 市が設立する公立大学法人の名称は「公立大学法人秋田公立美術大学」（以下「法人」という。）とする。
- (3) 法人の設立時期は、平成25年4月とする。
- (4) 法人の設立に向け、市は、市議会における法人の定款や関係条例等の議決、秋田県への設立認可申請等の準備を進める。

### 2 法人が設置および管理する大学

- (1) 法人が設置および管理する大学は「秋田公立美術大学」（以下「大学」とい

う。)とする。

(2) 「秋田公立美術工芸短期大学」(以下「短期大学」という。)の運営管理については、経過措置として法人が行う。

### 3 法人の役員

(1) 理事長は、法人が設置する大学及び短期大学の学長となる。

(2) 役員として理事長以外に、副理事長、理事、監事を置くこととし、役員の数、任期、職務、権限等については定款に定める。

### 4 理事会

(1) 法人として適正な執行体制を確立するため、理事長、副理事長、理事で構成する「理事会」を設置する。

(2) 理事長は、法人の運営に係る重要事項を決定する場合は「理事会」の議を経ることとし、審議内容については定款に定める。

#### 《 想定される審議内容 》

- ① 中期目標について市長に申し述べる意見並びに中期計画及び年度計画に関する事項
- ② 地方独立行政法人法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項
- ③ 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- ④ 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- ⑤ 職員の人事及び評価に関する事項
- ⑥ 重要な規程の制定及び改廃に関する事項
- ⑦ 教育研究に係る基本的な方針に関する事項
- ⑧ 大学に関する自己点検評価及び外部評価に関する事項
- ⑨ その他理事会が定める重要事項

### 5 経営審議機関

(1) 法人の経営に関する重要事項を審議するため、「経営審議会」を設置する。委員構成は、役員及び学外者の参画も視野に入れたものとする。

(2) 委員の数、任期および審議事項については定款に定める。

#### 《 想定される審議内容 》

- ① 中期目標について市長に申し述べる意見並びに中期計画及び年度計画に関する事項のうち経営に係るもの
- ② 地方独立行政法人法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち経営に係るもの
- ③ 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- ④ 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

- ⑤ 職員（教員を除く。）の人事及び評価に関する事項
- ⑥ 重要な規程の制定及び改廃に関する事項のうち経営に係るもの
- ⑦ 大学に関する自己点検評価及び外部評価に関する事項のうち組織及び運営の状況に係るもの
- ⑧ その他法人の経営に関する重要事項

## 6 教育研究審議機関

- (1) 大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、「教育研究審議会」を設置する。また、短期大学の教育研究に関する重要事項を審議するため「短期大学教育研究審議会」を設置する。
- (2) 委員の人数、任期および審議事項については定款に定める。

《 想定される審議内容 》

- ① 中期目標について市長に申し述べる意見並びに中期計画及び年度計画に関する事項のうち教育研究に係るもの
- ② 地方独立行政法人法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち教育研究に係るもの
- ③ 職員（教員に限る。）の人事及び評価に関する事項
- ④ 重要な規程の制定及び改廃に関する事項のうち教育研究に係るもの
- ⑤ 教育研究に係る基本的な方針に関する事項
- ⑥ 大学に関する自己点検評価及び外部評価に関する事項のうち教育研究の状況に係るもの
- ⑦ 教育課程の編成に関する事項
- ⑧ 学生の入学、卒業その他学生の在籍又は学位に関する方針に関する事項
- ⑨ 学生の円滑な修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- ⑩ その他大学の教育研究に関する重要事項

## 7 教授会

- (1) 学校教育法の規定に基づき設置される「教授会」の構成や、審議事項については教授会規程に定める。また、短期大学の「教授会」についても短期大学教授会規程に定める。

《 想定される審議内容 》

- ① 教育課程の編成に関する事
- ② 学生の入学、休学、復学、転学、留学、退学、除籍、卒業その他在籍に関する

こと

- ③ 学生の厚生補導に関すること
- ④ 学生の賞罰に関すること
- ⑤ 学位の授与に関すること
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関し学長が必要と認める重要事項

## 8 理事長選考機関

- (1) 理事長を選考する機関として理事長選考会議および短期大学理事長選考会議を置く。
- (2) 具体的な選考方法等については規程に定める。
- (3) 理事長選考会議は、経営審議会及び教育研究審議会から、また、短期大学理事長選考会議は、経営審議会及び短期大学教育研究審議会からそれぞれ同数選出された者で構成されることを基本とする。
- (4) 理事長選考会議、短期大学理事長選考会議で選考された理事長が異なる場合は、それぞれの代表からなる代表者会議で協議する。
- (5) 法人成立後の最初の理事長については、定款で定めるところにより市長が任命する。

## 9 法人の業務内容等

法人の業務は、大学（短期大学を含む）の設置・管理を行うこと及びこれに附帯する業務とされているが、業務の執行に関する必要な事項については、定款及び業務方法書等における位置付けや記載方法も含めた検討を行う。

《 想定される業務内容 》

- ① 大学を設置し、これを運営すること。
- ② 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- ③ この法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他この法人以外の者と連携して教育研究活動を行うこと。
- ④ 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- ⑤ 大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- ⑥ 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

## Ⅲ 目標・評価

### 1 中期目標

- (1) 中期目標は、法人が一定期間（6年間）において達成すべき業務運営に関する目標であり、市長が、法人の意見に配慮の上、市の附属機関として設置する「公立

大学秋田公立美術大学評価委員会(仮称)」(以下「評価委員会」という。)の意見を聴き、議会の議決を経て定める。

(2) 目標を定めた後は、市長がこれを法人に指示するとともに公表する。またこれを変更しようとするときも同様とする。

(3) 中期目標は、次の点に留意して定める。

- ・大学の基本理念を根本とし、大学の特性に配慮した内容とする。
- ・重点的に取り組む事項を掲げ、法人の今後進むべき方向性を示す内容とする。
- ・法人が作成する中期計画及び年度計画と密接に関連することから、法人の意見に十分配慮する。

(4) 中期目標の基本的な記載項目(法定項目)は次のとおり。

- ◇中期目標の期間(6年間)
- ◇教育研究等の質の向上に関する事項
- ◇業務運営の改善及び効率化に関する事項
- ◇財務内容の改善に関する事項
- ◇教育研究、組織運営の状況についての自己点検・評価及び当該情報の提供に関すること
- ◇その他業務運営に関する重要事項

## 2 中期計画

(1) 中期計画は、市長が定めた中期目標に基づき、可能な限り具体性を備えた計画として法人が作成し、市長が評価委員会の意見を聴いて認可する。認可後、法人は当該計画を公表する。また、これを変更しようとするときも同様とする。

(2) 中期計画は、次の点に留意して定める。

- ・中期目標に沿い、全学として取り組む内容を具体的に盛り込むこととし、内容等について検討を行う。
- ・計画が数値化できるものについては、可能な限り達成時期や達成水準の数値を盛り込む。
- ・計画が数値化できないものについても、可能な限り具体的かつ分かりやすい内容とする。

(3) 中期計画の基本的な記載項目(法定項目)は次のとおり。

- ◇教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- ◇業務運営改善等に関する目標達成のための措置
- ◇予算、収支計画及び資金計画
- ◇短期借入金の限度額
- ◇重要な財産を譲渡し、又は、担保に供しようとするときは、

- その計画
- ◇ 剰余金の使途
  - ◇ その他設立団体の規則で定める運営に関する事項

### 3 年度計画

- (1) 年度計画は、中期計画に基づき、年度ごとに実施すべき計画として法人が作成し、市長に届け出るとともに公表する。また、これを変更したときも同様とする。
- (2) 年度計画は、次の点に留意して定める。
- ・ 中期計画に掲げる内容が、当該年度で着実かつ効率的に行われるものとする。
  - ・ 計画が数値化できるものについては、可能な限り達成水準を明示し、達成状況が把握できるようにする。
  - ・ 計画が数値化できないものについても、可能な限り具体的かつ分かりやすい内容とする。

### 4 評価委員会

- (1) 評価委員会については、法人の業務実績に関する評価等を行うための市の附属機関として、平成24年度中に設置する。
- (2) 評価委員会は、第三者機関として公正かつ厳正な評価を行う必要性から、大学に関する高い見識を有する者を含めた外部有識者で構成することとする。
- (3) 評価委員会の委員数、任期、選任方法等については条例で定める。

### 5 評価制度

- (1) 評価委員会の評価は、学校教育法の規定に基づく大学の自己点検、自己評価認証評価機関の評価を踏まえることとされており、これに配慮した評価制度となるよう検討を行う。
- (2) 評価結果は、次期中期目標・中期計画及び年度計画の策定、運営費交付金等に適切に反映する必要があることから、その仕組みについて検討を行う。

## IV 財務・予算

### 1 会計制度

- (1) 会計制度は、法人化により「企業会計原則」を基本とする「地方独立行政法人会計基準」に基づく制度に移行する。
- (2) 制度移行に伴い、市から資金交付を受ける法人として、市民に対する説明責任を果たす必要があることから、会計規程の整備に併せ、財務諸表の公表など、法人の財務状況や運営状況を明らかにできる制度となるようにする。
- (3) 法人化後に新たな会計基準が適用されることになるが、それに伴う財務会計シ

システムの構築に当たっては、官庁会計から企業会計への移行が円滑に行えるよう配慮するほか、法人の業務運営状況が適切に把握できるシステムとなるような仕様とする。

## 2 財産的基礎

- (1) 市は、法人の設立団体として、法人が業務を確実に実施するために必要となる基礎的財産を出資する。
- (2) 出資すべき財産は、現に秋田公立美術工芸短期大学の用に供している土地及び建物を基本とする。なお、24年度中に新たに整備する施設については、25年度は無償貸与とし、26年度に財産として出資する。

## 3 運営費交付金

- (1) 市は、法人に対して、法人独自の方針に沿った財務運営を可能とするため必要な運営交付金を交付する。
- (2) 運営費交付金の算定については、法人の中期計画や評価機関等の評価結果を適切に反映できるような算定のルール化を図るものとする。
- (3) 法人化後における施設整備や大規模修繕等にかかる出資、交付金などの財源措置のあり方について検討する。

## 4 自主財源

- (1) 授業料などの法人が徴収する料金については、その上限について議会の議決を経て市が認可する。
- (2) この上限の設定に当たっては、他の国公立大学の動向等を踏まえながら、適切に行う。
- (3) 各種補助金、産学官連携による受託研究、冠講座、寄付金など外部資金の積極的な獲得に努める。
- (4) 外部資金については、経常的な収入と区分して資金管理できるような仕組みづくりについて検討を行う。

## 5 利益の処分

中期計画期間中の経営努力によって生じた利益については、市長の承認を得て、当該中期計画に定めた用途に充当することを基本とする。

## 6 資金・資産の管理運用等

- (1) 財務諸表等に基づき、的確に収支状況を把握し、計画的で適切な資金・資産の管理運用方法について検討を行う。
- (2) 短期借入金の限度額や重要な財産の処分について、そのあり方や範囲の検討を行う。

## V 人事・労務

### 1 人事制度

- (1) 職員の身分は非公務員とする。
- (2) 法人に身分を移行する職員の範囲については、法の規定に従い、条例で定める。
- (3) 職員の身分の移行に当たっては、移行する職員に不利益が生じないように、退職手当の支給に係る在職期間の通算や就業規則に基づく身分保障など、必要な事項を適切に措置する。

### 2 教員の人事・評価

- (1) 教員については、法人成立の日の前日までに退職する者を除き、法人成立の日において在職する全員を法人の教員とする。
- (2) 教員の採用については、中期目標や中期計画等を踏まえた考え方を基本とし、優れた人材を幅広く募集するため公募制を原則とする。
- (3) 大学の教育研究の活性化を図る観点から、任期制とする。
- (4) 教員の評価制度については評価結果を給与等に反映させる仕組みの確立を図る。

### 3 事務職員の人事・評価

- (1) 法人化後は、法人独自の事務職員の採用を行うこととするが、法人への業務移行を円滑に行う観点から、当分の間は、「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」等に基づき、市から法人に対して事務職員の派遣を行う。

なお、法人独自の事務職員の採用時期、職種、全体に占める割合等については検討を行う。

- (2) 事務職員の評価制度については、公立大学法人等の導入事例を参考としながら、検討を行う。
- (3) 事務職員の研修制度については、事務職員の資質向上を図るため、職務の特性を考慮した国や県等の研修制度の活用や大学事務に関する法人独自の研修制度の導入等について、検討を行う。

### 4 報酬・給与

- (1) 役員報酬や職員給与等については、市職員の給与、他団体の役員報酬、法人の業務実績等を考慮した適正な水準とし、それに合わせた給与体系等とする。
- (2) 役員報酬や職員給与等の支給に当たっては、業績や勤務成績が適切に反映される給与システムについて、検討を行う。

### 5 服務・勤務時間

- (1) 役職員の服務については、公的な性格を踏まえた適切な業務運営を確保する観点から、倫理規程や守秘義務など適正な服務規律を定める。



- (2) 教員の教育研究成果等を地域社会等に還元することは、社会的要請に合致するものである。このため、法人化により職員の身分が非公務員となるメリットを生かし、教員が産学官連携や地域社会等への貢献など学外活動をさらに推進できるようにする。
- (3) 学外活動の推進に当たっては、教育研究など本来業務への支障や利益相反等が生じないように、適正なルールを定める。
- (4) 教員の職務の特性を踏まえた多様な勤務形態を可能とするため、裁量労働制やフレックスタイム制の導入の可否について、検討を行う。

## 6 福利厚生・研修

職員については、地方公務員等共済組合法及び地方公務員災害補償法が適用されるため、法律が適用となる制度は従前と変わらないものの、法定外の制度（職員共済制度など）も含めて、その取扱いについて、検討を行う。

## 7 人事管理

法人化後の職員については、市の定員管理から外れることになるが、法人が自律的な管理を行うに当たっては、中期目標及び中期計画に則って法人独自の人員についての管理計画を策定するなど、適切な管理に努める。